

平成31年第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成31年4月26日 午前9時～午後9時50分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (12名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 6 仁井田亮一郎・9 澤田順一
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

その他

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から平成31年第3回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の委員は仁井田委員、澤田委員です。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。新しい委員になって初めての総会です。平成31年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。6番仁井田亮一郎委員が欠席ですので、5番、秦泉寺博隆委員、7番伊藤正枝委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は1件のみです。資料2枚目に案件の概要を記載した一覧表を付けております。3条については町の許可になります。資料の2枚目をご覧ください。本件は第2号議案の農地法第5条申請とともに申請があり、太陽光発電設備を設置するにあたり太陽光発電のパネルの下部で営農を継続するため、パネル下部の農地について地上権の設定を行います。地上権とは他人の土地において工作物等を所有するため、その土地の上部を使用する権利です。太陽光発電パネルの下部で営農を行いながら発電することを営農型発電と言います。営農型発電ではパネルの支柱部分等は農地法5条の許可により最長3年の一時転用となり、パネルの下部については農地法3条の許可により地上権の設定を行います。高知県では平成28年3月に太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインが作成され、これに沿って、設置運営されています。地上権を設定する者、土地の所有者です。

番地、 さん。地上権の設定を受ける者、 号、 さん。地上権の設定を受ける： さんが発電事業者です。 さんは高知県出身で東京で会社経営をされています。土地は田井字柗木、面積39,411平米のうち15,313.47平米。字八十良（やそよし）15,757平米のうち2,894.51平米。同じく 11,639平米のうち1,480.91平米。同じく、19,530平米のうち1,682.86平米。合計4筆で86,337平米のうち21,371.75平米です。いずれも地目は保安林、現況は畑です。資料の3枚目に公図を付けています。場所は、伊勢川山で、35年ほど前に草地として造成され保安林を部分解除しています。登記地目は保安林ですが、現況が農地であれば農地法上の農地となりますので農業委員会の許可が必要となります。この土地

については国の補助金等を使って造成したため、法的に農地を他の用途の土地に転用することができませんが、営農型発電であれば発電事業が可能です。ただし、3年毎の一時転用となり、3年ごとに許可を受ける必要があります。今回が初めての更新です。前回は28年4月の農業委員会総会にかけ、6月に許可をしています。発電パネルを設置し、パネルサイズは約7メートル×3.3メートルのパネルが635枚で1,990キロワットの発電を行い、パネル下部で営農するため支柱は2メートル程度高さを確保しています。伊勢川山の草地については本山町分にも草地があり、本山町分についても同規模で別の会社が発電事業を行っています。営農については両町分、酪農組合が耕作しています。営農計画については資料4枚目、資料番号1-1になります。20,597平米で万次郎かぼちゃを作付けしています。次のページをご覧ください。農作業の期間としては中ほど(3)営農に必要な農作業の期間をご覧ください。農業機械はトラクターとハンマーナイフモアを利用します。申請の期間が3年ですので、営農計画も3年の記載となっております。

が、 に業務委託をし、万次郎カボチャを作付けします。営農型発電ではパネル下部で耕作をするので作業できる高さを確保することや農作物の一定の収穫量を上げることが許可条件となっております。収穫量の見込については、次のページ一番下の(3)下部の農地の単収に記載があります。この見込に近い単収を上げる必要がある、ということです。営農状況については、普及所から意見書ももらっています。意見書は資料の最後につけています、資料番号1-2です。この意見書に基づいて、風に当たりにくく、地力に優れる場所を選定し、作業を集中させることや、新たに1名を非常勤で雇用し、労力を確保することで収量を上げる計画をしていると聞いています。出荷については、 の にかぼちゃ焼酎【酔わせてまんじ郎】の材料として卸しているほか、農産物販売事業者サンチカラの町外への販路に乗せています。発電事業者は地上権の設定分の賃借料として酪農組合へ年間400万円を支払っています。発電の期間は20年で設備の撤去費も事業費に含まれており、総事業は6億7,176万円で6億円は銀行からの融資です。なお、パネルの周囲はフェンスで囲っています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。この件については、許可の場合、次の5条申請案件と同日付で許可となります。以上です。

会長：この件については今月18日に、 から業務委託を受けている

の さんからの事業説明を受けた後、現地を確認しに行きました。その時に出席できなかった委員もいらっしゃいますので、その時の様子について事務局長から説明をお願いします。

事務局長：標高900～1000メートルで営農型発電をしている圃場です。圃場によってできるところ、できないところが分かれています。30年度は収量が少なかったということを知っています。29年度はもう少し収量があったので、あの土地が全く万次郎かぼちゃの作付けに適さないというわけではないと思われます。30年度は豪雨の影響もあって収量が少なかったのではないかと、ということで現地でも説明がありました。やせ地ということもあり、農地を管理する必要があるのではないかという話がでています。ある一定の時間をかけて、施肥をしながら農地を管理する必要があるという話があります。たとえばある委員からは、一度にこの農地を耕作するのではなく、土づくりをする土地と耕作をする土地で輪作をする形にすれば、もっと効率的に収量を上げることができるのではないかという提案がありました。平場では万次郎かぼちゃの収量は上がるということなので今回の収量の少ない要因とは豪雨や風の影響が考えられます。現地確認の様子は以上です。

会長：この件について担当農業委員の細川委員さんから補足説明がありますか。

細川委員：みなさんと一緒に見た通りで補足説明はありません。ただ、土づくりはせないかんとおもいます。冬の間に土づくりをしている形跡が見えませんでした。

伊藤正枝委員：土地によって条件が違うことは見受けられました。

事務局長：一年目については苗木が良くなかったため30年度は接ぎ木苗をやめ、種から育てた苗を

植え付けましたが、豪雨の影響でさらに収量がおちてしまったと聞いております。計画通りに行っていないということがあって、どういう影響なのか管理が足りていないのか、気象などの条件で取れなかったのか、というところですが、ファーマーズさんによると今年が勝負の時、天候に恵まれればある一定の収量を確保する必要があるので、今年収量があがらなければ、そもそもの営農型発電を見直すのか、作物を見直すのかというところだそうです。他の農作物である圃場の耕作で提案できる品種がありませんか。

西村委員：赤土系ならサツマイモはどうでしょうか。

伊藤正枝委員：芋を植えるなら通路の限られた面積だけになってしまいます。

事務局長：地下に配線が通っているので、深く耕すことができないそうです。

式地委員：サツマイモを上手に作っている人の圃場はほとんど石がありません。あの圃場でそれは石を無くすことはできそうにありません。

細川委員：パネルを設置したときに石がでてきています。

伊藤弘康委員：土地を休ませることで許可はできるのでしょうか。

事務局長：目指す収量が取れば、そこまでの追及はありません。

細川委員：3年のサイクルでやるならば、計画的に休ませて土づくりをすることも必要だと思います。

伊藤弘康委員：その土地は営農型発電をするまでは農作物を生み出していたのでしょうか。草地といってもそんなに手をかけていたとは思えません。そんなところへ植えても収量があがるとは思えません。無理がいつているのではないのでしょうか。

式地委員：万次郎かぼちやのキャッチコピーは確か、肥料要らず、耕作要らず、だったと思います。私も去年2株植えてみました。耕さず、肥料もやらずやってみましたが、けっこう収穫できましたので、これならということで選ばれたのではないのでしょうか。

会長：他にこの件について質疑等ありませんか。

川村委員：今期初めて委員になりましたので、どこまで判断したらいいのか教えてください。発電事業のことまでを含めてかんがえるのでしょうか。

事務局長：発電と営農を切り離して考えてください。農業委員さんには営農の部分を判断していただきます。今の提出された計画と結果がかけ離れているところに対して、許可を出すのかしないのかを協議してください。南国市では営農型発電に対して、農業委員会が不許可を出したということもありました。管理の状況に対して疑義が生じ、許可をしなかったようです。そのために今回は事前に現地をみていただいています。

伊藤正枝委員：仮に許可したら年に1回は見に行つて、指導もしていけないと思いません。

伊藤弘康委員：3年指導しながら様子を見ましようか。

式地委員：何人ぐらいの作業員がいるのですか。

事務局長：今までは代表のさんと数人の方でやっていたがなかなか手をかけられないということでした。今年度は若干名を雇用し、作業を手伝っていただくように聞いています。

西村委員：土づくりも始まっていないような状態でしたね。これではいい結果は期待できないでしょう。

式地委員：パワーショベルで石を除けているとのことでしたが、あの場所では重機も動きにくく、効率も悪いですね。

会長：当初条件の収量の8割というのはずっと続くのでしょうか。

事務局長：続きます。

西村委員：接ぎ木苗もいれていけると、接ぎ木は雨にも強く、いいものなんだけれども。

事務局長：の報告によると30年度は種からの苗を植え付け、6月までは生育がよく、順調に着果したが、ちょうど7月の豪雨で着果がたたき落とされたということです。

式地委員：昨年の結果が悪いという気象条件が理由ということであれば、収量がすくないということでは不許可にすることは、農業委員会としてはできないのではないのでしょうか。

事務局長：極端な言い方をするのであれば、条件が整ったうえでできないのであれば問題ですが、条件が整っていないので、整ってから判断をしないと、ということでしょうか。

会長：実際 2 年の耕作の中で、目標の収量にいたってないですが、更新の機会を与えるということで採決をしてよろしいでしょうか。

細川委員：少ない労力で最大の努力をしてもらうということは条件で、夏場に委員会としても現地を見に行きますという条件を付けてということではどうでしょうか。

会長：他にこの件について質疑等ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。提案のありました最大の努力をすること、現地確認を夏場に行うことの条件を付して農地法 3 条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は許可することに決定しました。第 2 号議案についての説明をお願いします。

事務局 出島：第 2 号議案農地法第 5 条による許可申請について説明します。5 条については町の農業委員会の意見書を県に進達し、県の許可になります。土地を貸す人、番地
さん。土地を借りる者、

号、 さん。土地は先程の件と同様の地番ですが、一時転用面積は地上権設定の面積と異なりますので申し上げます。土地は田井字椀木 面積 39,411 平米のうち 43.8 平米。字八十良（やそよし） 、15,757 平米のうち 17.1 平米。同じく 、11,639 平米のうち 11.6 平米。同じく 、19,530 平米のうち 17.1 平米。合計 4 筆で 86,337 平米のうち 89.6 平米です。3 年の一時転用で、パネルの支柱部分、電柱 3 本、フェンスの部分が一時転用面積となります。支柱は直径 7.6 センチのものが約 3200 本です。フェンスについては幅 5 センチです。発電事業中は 3 年ごとに申請となり、3 条申請と同様にこちらも初めての更新となります。隣接農地はなく、周囲の耕作には影響がないと思われます。初年は接ぎ木苗を植え付けましたが、地力が低く、品質は悪くなかったのですが、収量が 6.6 トンと目標収量の 22.6 トンの 3 割程度でした。作付け 2 年目となった昨年度は種から育苗した苗を植え付け。堆肥と苦土石灰を全面に散布し、さらに、定植場所の 2 メートル四方には発酵鶏糞、油粕などを施肥し昨年度の地力不足の課題に対策をとりました。6 月までは順調に生育し着果したものの、7 月の西日本豪雨や長雨で多くが落果してしまいました。その結果、収量は 1.9 トンと目標収量の 7%にとどまっています。営農型発電ではパネル下部で耕作をするので作業できる高さを確保することや農作物の一定の収穫量を上げることが許可条件となっています。高さは低いところで 1.8 メートル高いところでは 2 メートルを超えるため、十分確保されています。農作物の一定の収穫量があるかというところで、今回協議が必要だと考えています。今月 18 日に 11 名の農業委員さんの出席のもと、事業所のヒアリングと現地調査を実施しました。農作物の一定の集荷機雨量をあげる以外、発電事立地基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：本件について担当農業委員の細川委員より補足説明がありますか。

細川委員：ありません。

会長：本件について質疑等ありませんか。

他委員：なし

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 5 条について許可することについて異議ございませんか。

他委員：異議なし

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。以上で議案審議を終わります。その他について事務局からお願いします。

事務局 出島：レジュメにそって説明します。(1) 全国農業新聞の購読依頼について説明します。

全国農業新聞の購読のお願いです。全国農業新聞は農業委員会のサポート組織である全国農業会議所が週刊で発行している新聞です。月700円の購読料がかかりますが、農業委員さんには購読をお願いしています。申込書は配布していますので次回の農業委員会の際に申し込んでいただけたらと思います。すでに購読されている方には配布しておりません。記入の際には購読料を引き落とす口座の届出印を押印お願いします。早く購読したい方がいらっしゃいましたら事務局まで提出ください。事務局で見本を数部持っていますので希望の方は声掛けください

(2) 農業委員の守秘義務について説明します。農業委員会等に関する法律第14条に委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。とありますので、ご留意ください。

(3) 身分証明書を配布しますので、先にお配りした農業委員手帳に挟んで携帯をお願いします。

(4) マイナンバーの登録と報酬について合わせて説明します。役場から農業委員さんへ年額13万円の報酬をお支払いします。お支払いは9月末と3月末に半年分の6万5千円から源泉徴収した差額を指定の本人口座へ振り込みます。また、自宅から4キロ以上の道のりがある方には費用弁償があります。こちらは報酬とは別日に振り込むことになります。また、支払内容を税務署や税務係に報告する際に、マイナンバーが必要です。いままで一度も登録のない方についてはマイナンバー登録用紙を配布しています。マイナンバー通知カードや、マイナンバーの記載のある住民カードと一緒に次回農業委員会までに提出をお願いします。私の方からは以上です。

次回の予定は5月28日です。開催するときは開催通知を郵送します。

会長：それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

和田正夫

議事録署名委員

秦泉寺博隆

議事録署名委員

伴藤正枝